

## 重要事項説明書(訪問型サービス)

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき

重要事項は、次のとおりです。

### 1・事業者の概要

・事業所名	ヘルパーセンターせせらぎ
・事業指定年月日	平成12年7月1日
・所在地	三原市本郷町船木3105-3
・電話番号	0848-86-6868
・管理者名	飯田 尚子
・介護保険事業者番号	3473900417

### 2・事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 3・提供するサービスの内容

訪問事業（訪問型サービス）は、従業者が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯 や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

生活援助 家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。

例) 調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受け取り、衣類の整理など

#### 4・ 営業時間

営業日	休業日である日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日 8月15日を除く月曜日～土曜日とする。
営業時間	8：30～17：30 ※ 利用者の状況等により、必要と認められる場合は、 この限りではありません。
営業地域	三原市内（大和、久井除く）

#### 5・ 事業所の職員体制

- 【常勤者】 介護福祉士 1人（管理者、サービス提供責任者と兼務）  
介護福祉士 3人（サービス提供責任者と兼務）  
介護福祉士 3人
- 【非常勤】 介護福祉士 1人  
1級課程修了者 1人  
介護職員基礎研修過程修了者 1人

#### 6・ サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、  
何でもお申し出下さい。

訪問事業責任者の氏名	飯田 尚子
------------	-------

#### 7・ サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従業者等は以下の業務を行うことが出来ません  
ので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取  
扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
  - ④ お酒、たばこ等の嗜好品の購入

- (2) 従業者等に対して、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や様態の急変などにより、サービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所もしくは、当事業所へご連絡下さい。

## 8・ 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### ① 第1号訪問事業・訪問型サービスの利用料

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担額
訪問型サービスⅠ	週1回までの利用	11,760円	1,176円
訪問型サービスⅡ	週2回までの利用	23,490円	2,349円
訪問型サービスⅢ	週2回以上 【要支援2のみ】	37,270円	3,727円

### ② 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ③ 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いは、訪問時他は事業所窓口・銀行振込にてお願いいたします。利用申込時にお選びください。

・事業所窓口にてご入金される場合 午前8時30分～午後17時30分
・現金書留の場合 〒729-0411 広島県三原市本郷町船木3105番3 ヘルパーセンターせせらぎ宛
・銀行振込の場合 振込先 : 広島銀行 本郷支店 普通預金 NO.3105398 口座名義 : 医療法人 仁康会 ヘルパーセンターせせらぎ 理事長 谷本雄謙

※ 現金書留・振込入金をされる場合は、必ずご利用者の方の氏名を明記して下さい。

※ お支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらずお支払いいただけない場合は、契約を解約させていただくうえで、未払い分をお支払いいただきます。

### 9・緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前に打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に連絡致します。

### 10・事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡致します。

### 11・サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご相談下さい。

常設相談窓口	電話番号	(0848) 86-6868
	FAX 番号	(0848) 86-6601
	担当者	飯田 尚子
	対応時間	月～金 8:30～17:30

※ 公的機関においても、次の期間において苦情申し出等ができます。

三原市 高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港区3丁目5番1号 高齢者福祉課
	電話番号	(0848) 67-6240
	対応時間	月～金 8:30～17:15 土、日、祝日、年末年始休み
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島県中区東白島町19番49号
	電話番号	(082) 554-0783
	利用時間	月～金 8:30～17:15 土、日、祝日、年末年始休み

## 12・記録の保管について

### 用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入管理します。
- ・保管期間はサービス提供終了から2年間、請求にかかる資料とその請求の根拠となる記録は5年間保管をします。
- ・記録の閲覧及び実費支払っての写しの交付が本人及びご家族に限り可能です。
- ・保管期間が終了した書類については、シュレッダーにかけた上で破棄します。

### 1 3・契約の解除、終了

- ・契約は有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1ヶ月前までに解約届けをご提出下さい。解約料は徴収致しません。
- ・事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。

### 1 4・損害賠償

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。



説明者 サービス提供責任者

飯田尚子 印

# 重要事項説明書

(訪問型サービス)